



平成29年11月27日

内閣府（防災担当）

「平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成29年10月21日から23日にかけて、台風第21号により、各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が11月21日（火）に閣議決定され、本日（11月27日（月））公布・施行されました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。（過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ）

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げします。（一般災害 20% → 最高90%）

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条第2項～第4項)

農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

II スケジュール

11月21日（火） 閣議決定

11月27日（月） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 武藤、玉田、南雲

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

平成29年10月21日から同月23日までの間の暴風雨による災害
災害復旧事業費の査定見込額と激甚災害指定基準について

○ 農地等 ※11月17日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額	<u>101.3億円</u>
うち 新潟県内の査定見込額	<u>15.4億円</u>
三重県内の査定見込額	<u>10.2億円</u>
奈良県内の査定見込額	<u>9.6億円</u>

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額 52.5億円以上 かつ

- ① ある都道府県内の査定見込額が当該都道府県の農業所得推定額の 4%を超える
又は
- ② ある都道府県内の査定見込額が 10億円を超える

政令第二百八十七号

平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成二十九年台風第二十一号によるものをいう。	

附 則

この政令は、公布の日から施行する。